

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する第1回質問に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	入札説明書	4	3	(7)		-	事業スケジュール	施設整備期間について、設計業務と工事業務の期間をそれぞれご教示お願い致します。	貴社及び貴グループの提案する事業計画により判断願います。
2	入札説明書	4	3	(8)			工事実施形態	質問回答期限内とは、第1回の期限内との理解でよろしいでしょうか。	競争参加資格審査結果通知日までです。入札説明書を修正します。
3	入札説明書	5	4	(1)			応募者の構成	「協力企業とは、SPCの設立において、SPCに出資しない企業のことである」と記載がありますが、SPCを設立しない場合、協力企業は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	6	4	(1)			応募者の構成	「第二次審査資料 において・・・(中略)・・・構成員、協力企業又はその他第三者に対して、既存ストックに係る業務を直接委任し又は請け負わせることができる。」と記載がありますが、この場合、構成員・協力企業に対しては直接委任、第三者に対しては請け負いの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	12	6	(3)			見積書の提出	提出者は代表企業となるのか、それとも工事企業となるのか、本書の提出は1部で宜しいでしょうか、ご回答願います。	見積書提出者は、応募企業又は応募グループの代表企業です。押印した見積書は、1部提出してください。
6	入札説明書	14	9	-	-	-	第二次審査資料の提出	ヒアリングの出席人数の制限はありますか。ヒアリングは第二次審査資料を説明することになると考えていますが、別途説明用資料を用意することができますでしょうか。	競争参加資格審査結果通知時に詳細を通知します。
7	入札説明書	15	9	(4)		-	賃上げの実施に関する評価	なお、応募グループが加点を受けるには各構成員による表明が必要であるとありますが、構成企業のうち1社のみが表明している場合等にも一定の加点は、あるのでしょうか。	全ての構成企業が賃上げ表明をした場合に加点します。
8	入札説明書	20	10	(6)			入札執行回数	2回目の入札の際、委任状を持参すれば代理人でも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	21	13	(3)			開札	代理人が立ち会う場合は委任状が必要でしょうか。また申請が応募グループの場合は構成員すべてが立ち会う必要ありますか、ご回答願います。	代理人が立ち会う場合は委任状が必要です。また申請が応募グループの場合、構成員すべてが立ち会う必要はありません。
10	事業契約書(案)【代表企業版】	7	第2章	第14条	2		第三者の知的財産権等の侵害	発注者の指定するものに係るリスクの負担は発注者が負うのが原則かと考えます。よって事業契約第14条ただし書きを「事業者の当該侵害が、発注者の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合は、この限りでない。」に変更出来ないでしょうか。	原案のとおりとします。
11	事業契約書(案)	11	第2章	第20条	-	-	事業者の総括代理人	事業者は、総括代理人を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならないとありますが、その他必要な事項とはどのような事項か、ご教授願います。	事業契約後に指示します。
12	事業契約書(案)	13	第2章	第23条	4	-	事業費の確定	数量の増減が著しく工事費合意書の記載事項に影響があると認められる場合とありますが、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しておりますでしょうか、ご教示願います。	記載のとおり「工事費合意書の記載事項に影響がある」場合を想定しています。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する第1回質問に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
13	事業契約書(案)【代表企業版】	13	第2章	第23条	4	5行目	事業費の確定	「特別な理由がないときにあっては～」と言う記載がありますが、次の行に「その他の場合にあっては～」という記載になっています。「特別な理由がある時は」と記載しない具体的理由はありますでしょうか。	「特別な理由がある時は」としない理由は、「特別な理由があるかないか不明な場合」を含むため、原案としています。
14	事業契約書(案)	13	第2章	第23条	6	-	事業費の確定	発注者は、前項の確認の結果、工事費内訳書の変更が必要であると認められるときは、事業者と協議して、必要な変更を行うこととするとありますが、変更契約時期について、ご教授願います。	引渡予定日前を想定しています。
15	事業契約書(案)【代表企業版】	21	第3章	第43条			既存ストックの占有業者からの同意	入札時積算数量図面書内の図面では既存ストックを活用する計画となっておりますが、過年度設計時に既存ストックが活用された計画となっております。今後、全区間での活用計画を行うことでよろしいでしょうか。また、過年度設計時に対象事業者との協議や、企業による施設の健全度調査等は完了していますでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については対象事業者との協議及び企業による施設の健全度調査を現在実施中です。
16	事業契約書(案)	22	第3章	第49条	3, 4	-	近隣への対応	3項において、「発注者の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については発注者が事業者との協議により定める」とあり、4項において、「前項以外の地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者がこれを負担する」とありますが、地域住民等の要望活動又は訴訟においては、必ずしも合理的と認められる場合のみではないと思われれます。4項においては、事業者側の責がないものについては協議により定めるとの記載にするようご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
17	事業契約書(案)	32	第7章	第76条	-	-	施設整備費の支払	支払い請求について、初回は令和14年3月31日とするとありますが、1年前倒して、施設引渡し時である令和13年3月31日に変更することはできませんでしょうか、ご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
18	事業契約書(案)【代表企業版】	36	第8章	第80条			事業者の解除権	事業契約書第80条第1号中で引用されている「第38条」は「第39条」の誤りとの理解で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)【代表企業版】を修正します。
19	事業契約書(案)【代表企業版】	62	別紙7	2	(3)		再計算の利息の算定	「融資者から提示のあった利ざや」とあるが、自己資金で行う場合はどの利ざやを用いることになりますか。また、「この場合」以下の記載は、SPCを組成する場合の記載と思われるかもしれませんがいかがでしょうか。	事業契約書(案)【代表企業版】を修正します。
20	要求水準書	3	第1	6	(1)		本施設の概要	舗装本復旧の設計は、当初契約に含まれるでしょうか。(電線共同溝整備マニュアル(案)・共通仕様書では仮復旧までの記載しかございません)	本事業に舗装設計は含みません。
21	要求水準書	10	第2	1	(9)	-	テクリスへの位置情報の入力	設計業務等共通仕様書(令和5年4月版)第1110条第3項テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。」とありますが、PFI事業ではテクリス登録ができません。同データベースのテクリスへの登録(可能となった時点での遡及登録含む)ができるようご検討願います。テクリスの目的は発注者、受注者の双方が過去の実績を確認することで、円滑な受発注業務を実現することだと認識しており、受注した企業および従事した技術者は実績を登録することで、事業参画者のモチベーションを高める効果もあると考ます。	ご意見として承ります。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する第1回質問に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
22	要求水準書	11	第2	2			BIM/CIM活用業務について	BIM/CIM活用として、「関係者の理解促進」とありますが、関係者とは近隣住民も含まれますでしょうか。その場合、3次元化の対象範囲について、沿道施設を含める等、範囲を広げる必要が生じます。	BIM/CIMは占用業者との調整や工事への活用を想定しており、沿道施設は含めないものとします。
23	要求水準書	11	第2	2			BIM/CIM活用業務について	BIM/CIMモデルの対象(作成範囲)に指定は無いとの認識でよろしいでしょうか。(土工、電線共同溝、舗装工など)	対象工種(構造物)は、道路(地下構造物設計)となります。
24	要求水準書	12	第2	2	(5)		BIM/CIM実施の費用について	BIM/CIM活用に必要な3次元地形データの取得と生成は設計変更対象となりますか。	協議の上、設計変更の対象となります。
25	要求水準書	15	第2	5	(6)		占用業者等と引込管路及び連系管路等の協議	引込設備及び連系設備の設計は本事業の対象外と考えて良いでしょうか。また、引込設備の設計費用は、占用企業側が負担することで良いでしょうか。	前段及び後段ともにご理解のとおりです。
26	要求水準書	20	第3	1	(7)		週休2日の実施	発注者指定方式のため、4週8休が達成できなかった場合、補正係数分の全額が減額との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	27	第3	1	(29)		ICT活用工事証明書について	本項に記載していただいているICT活用工事においては、例えば舗装工の場合は、国土交通省制定の「ICT活用工事(舗装工)実施要領」及び「ICT活用工事(舗装工)積算要領」に基づき運用等されるとの解釈でよろしいでしょうか。また、ICT活用工事は設計変更対象となるのでしょうか。	要領の適用についてはご理解のとおりです。また、ICT活用工事を希望する場合は、協議の上設計変更の対象とします。
28	要求水準書	27	第3	2			既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	事業者は工事において支障となる既設埋設物の移設・解体撤去及び復旧を行うこととされており、その既設埋設物には地下埋設占用物件を含めての記述となっていますが、地下埋設占用物件については要求水準書P3のとおり各管理者が移設を行うのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	34	第3	3	(22)		車道舗装の性能指標及びその値	1年後の性能指標値「わだち掘れ量」について規定されておりますが、第3.3(15)において舗装構造提案は表層厚さ5cmとされています。わだち掘れ量は既設の基層以下の健全度や舗装構成等に大きく依存すると考えられますが、これらの条件をご教示願います。	基層以下は健全なものとしてご判断下さい。なお、基層の状態により別途補修が必要な場合には設計変更の対象とします。
30	要求水準書	36	第3	4			ICT活用工事(舗装工(修繕工))について	要求水準書P27「(29)ICT活用工事証明書について」に記述していただいているとおり、証明書発行申請の対象工事であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	39	第3	5			BIM/CIM活用工事について	ICT活用工事(舗装)を希望した場合、BIM/CIM活用工事を実施しないため、BIM/CIM成果品の提出はないとの認識でよろしいでしょうか。設計業務でのBIM/CIMモデルには関与しない。	BIM/CIMを活用しない場合、BIM/CIM成果品の提出は不要です。
32	要求水準書	47	第5	4			台帳作成・管理業務	「事業者は、電線共同溝の管理台帳を～(中略)～協議して決定する。」と記載がありますが、台帳作成費用は当初から見込んであり、修正費用は協議して決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	54	別紙4				各種証明書申請様式	要求水準書P27及びP36に記述していただいているICT活用工事については、本PFI事業での別紙4の「施工タイプ」の区分は「契約後に協議にて実施」に該当するとの認識でよろしいでしょうか。(要求水準書P36 4.(2)において、「施工者の希望により」との記述がされていることについては理解しております。)	ご理解のとおりです。
34	[添付3]様式集	3	2	(2)			競争参加資格確認申請時の提出書類	様式8～様式14、様式15は提出部数1部で宜しいでしょうか、ご回答願います。	1部提出してください。
35	[添付3]様式集	31					商業登記簿謄本	現在事項全部証明書と履歴事項全部証明書のどちらの提出となりますか、ご回答願います。	現在事項全部証明書を提出してください。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する第1回質問に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
36	様式集及び記載要領	31	様式15				企業単体の貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書(直近3期分)	会社統合により直近1期分については統合後の社名での貸借対照表等を提出することはできますが、その前年度及び前々年度の分については統合前の各消滅会社と存続会社の貸借対照表等を提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	[添付3-2]様式集					様式28-5事業費内訳書	支障移設費	支障移設費を記載する欄がありますが、要求水準書「第3.2既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」において、「数量が確定した場合は、設計変更の対象とする」と記載されております。支障移設費の記載は当初0円との理解でしょうか。または、工事数量総括表の配水構造物工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、縁石工、防護柵工および道路付属施設工のうち「撤去・再設置」とされているものを計上するとの理解でしょうか。	入札時積算数量図面書に記載のとおりです。
38	[添付3-2]様式集					様式28-5事業費内訳書	引込・連系管費	引込・連系管費を記載する欄がありますが、要求水準書「第2.5.(6)占用業者等と引込管路及び連系管路等の協議」において「引込管路及び連系管路の整備に係る費用については、東北地方整備局と協議して決定する」と記載されております。引込・連系管費の記載は当初0円との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
39	[添付3-2]様式集					様式28-5事業費内訳書	舗装復旧費	舗装復旧費を記載する欄がありますが、工事数量総括表の仮舗装工に計上される費用を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	舗装復旧費は工事数量総括表の「舗装工」に計上される費用を記載してください。
40	業績等の監視及び改善要求措置要領	4	第3	1	(2)		業績等の監視方法	書類による確認「表1」中の提出時期について、の「毎月末の営業日まで」は、当月分を当月末までに提出すると言う理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
41	事業費の算定及び支払方法	4	第2	3	(1)	-	施設整備費	施設費(割賦原価)は、令和13年4月1日(引渡し年度の翌年度4月1日)以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計(施設整備費)が均等になるよう、年1回、全22回に分けて支払うとありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間(7年)を提案します。7年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせると考えるためです。	原案のとおりとします。
42	事業費の算定及び支払方法	4	第2	3	(1)	-	施設整備費	基準金利の見直しをお願いします。 当該事業では「基準金利は、本施設の引渡予定日の2銀行営業日前の日に確定し、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。」となっておりますが、「基準金利は、本施設の引渡予定日の2銀行営業日前の日に確定し、以降は定期または適宜割賦手数料の見直しを行う。」への見直しをお願いします。 案1)施設引渡日以降、3～5年毎に基準金利を見直す。 案2)基準金利が0.5%以上変動した段階で見直す。 我が国の国債金利(20年もの)は、過去30年の推移で5.5%～0%と大きく変動していますし、米国債金利はここ3年で約5倍(1%～5.2%)に上昇しているなか、日本も米国に追随し上昇する可能性が十分に考えられます。 仮に当該事業の施設整備費(割賦元本)_____の場合、調達金利が1%増加することで割賦手数料は約2億円増加し、2%の場合約3億円の増加分を事業者は負担することとなります。 逆に、調達金利が低下した場合、発注者は過剰に支出することになります。PFI事業の目的のひとつであります「官と民が応分にリスクを負担する」の観点からも、割賦手数料の基準金利の見直しをお願いします。	原案のとおりとします。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する第1回質問に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
43	事業費の算定及び支払方法	7	第4	2	(1)	オ	施設整備費の物価変動	「事業費の算定及び支払方法」P7の第4 2.(1) オの「施設整備費が不適当となったとき」及び「力の施設整備費が著しく不適当となったとき」の具体的基準はありませんでしょうか。 また、同オが適用される場合においては、同ウにおける「変動前残施設費及び変動後残施設費」に基づく算定方法が適用され、同カが適用される場合においては、同ウにおける「変動前残施設費及び変動後残施設費」に基づく算定方法は適用されず、別途協議して定める、という理解で間違いありませんでしょうか。	東北地方整備局と事業者の協議により決定します。
44	事業者選定基準	9	5				施設整備計画	<設計段階>においてBIM/CIM活用についての評価基準が記載されていますが、要求水準書においてBIM/CIM活用業務(発注者指定)とされており、BIM/CIMに関する提案をした場合、要求水準書による「費用を設計変更にて計上する」とされています。一般的に、提案書に記載した内容は事業者負担となる、もしくは提案書で標準案(評価されない)とされる、のいずれかと理解しておりますが、どのような対応となるかご教示ください。	技術提案の評価(項目、基準等)に関する事項については、原則として回答しません。
45	入札時積算図面数量						図面21/87	縦断図測点 R335付近で横断函渠を下越しする計画となっておりますが、過年度設計時に管路の下越し方法が確認できないため、検討されていますでしょうか。今後、検討を含めた計画変更と、捉えてよろしいでしょうか。	移設協議を含めた検討項目としています。
46	入札時積算図面数量						図面25~34/87	横断図において、既設埋設施設と電線共同溝の干渉がいくつか確認されますが、過年度詳細設計時に埋設施設関係機関との最終調整(移設協議)は行われているのでしょうか。今後、調整を含めた計画変更と、捉えてよろしいでしょうか。	移設協議を含めた検討項目としています。
47	入札時積算数量図面書様式集及び記載要領	図面53~59	図面・様式17-3-1	35/87~41/87・第6号見積単価表			管路断面図・第6号見積単価表埋設管路 BD管径 200mm 1,784m当たり	図面のボディ管断面図では、標準組合せ:SU 50×4・SU 30×7 となっておりますが、単価表では、1,784m当たりSU 30=5,983m、SU 50=5,316mとなっております。単価表のSU管計上が明らかに不足していると思われる。推測ですが、図面のSU空管に相当する数量が単価表から抜けているものと考えられます。 一般的な電線共同溝整備事業では、ケーブルのメンテナンス・布設替えを考慮して、ボディ管内さや管は満管状態で設置を致しますが、今回の見積では単価表の記載数量で計上することでよろしいですか。	単価表に記載されているSU管の数量は当初計画時点の入線数量となります。詳細設計後に、数量に変更が生じた場合には協議の上、設計変更の対象とします。
48	入札時積算数量図面書	65~69	図面	47/87~51/87			特殊部構造図(1)~特殊部構造図(5)	特殊部構造図(1)~(5)の各特殊部型においては、内法寸法だけ見れば全て同じですが、特殊部構造図(1)、(2)、(4)については、鉄筋コンクリートブロック、特殊部構造図(2)、(5)についてはレジンコンクリートブロックとなっているところ。その理由についてご教授いただけないでしょうか。	特殊部構造図(3)、(5)については街渠下タイプとなっており、コンクリート製品は街渠下タイプの特長がないためレジンコンクリートブロックを採用しています。
49	入札時積算数量図面書	70~89	図面	52/87~71/87			特殊部構造図・特殊部蓋構造図	地上機器を設置するまでの期間、開口部を閉塞するための仮蓋は本事業で設置しますか。設置する場合、仮蓋材料は見積に含めますか、もしくは支給品となりますか。(図面では、特殊部構造図(6)のみに、「閉塞版」との記載がございます。)	仮蓋につきましては当初計上しておりません。協議の上、設計変更の対象とします。
50	入札時積算数量図面書	72,89	図面	54/87.71/87			特殊部構造図・特殊部蓋構造図	特殊部構造図(8)(D-8,D-20,D-24U-15)ですと、鉄蓋は角蓋500×800を取り付ける仕様ですが、同箇所の特殊部蓋構造図(5)を参照すると、地上機器1基用1000×2200蓋となっており、特殊部本体と蓋が合致していません。見積は、ボックス・鉄蓋それぞれ、構造図通りの構造で計上してよろしいですか。	特殊部構造図(8)の天端上に特殊部蓋構造図(5)が設置されます。
51	入札時積算数量図面書様式集及び記載要領	図面108	図面・様式17-3-2	参考図3/12・第6・7号見積単価表			管材詳細図(2) ボディ管ロータス管 起点側・終点側	塩化ビニル管・継手協会より通知があり、標記の「ボディ管一体式ロータス管(起点側・終点側)」及び「ボディ管ダクトスリーブ」は、2024年3月末で全てのメーカーで販売終了となります。 後継製品は「ボルト固定式ロータス管(ボディ管は別途計上)」および「ボディ管インサート付きダクトスリーブ」となります。 見積上は、図面および見積内訳標記の旧製品を計上して、詳細設計後に協議の上、後継製品にて設計変更としてよろしいですか。	詳細設計後に協議の上、設計変更の対象とします。

国道49号富田地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する第1回質問に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
52	入札時積算数量図面書	111	図面	参考図 6/12			埋設標示シート詳細図	埋設標示シートの設置位置が歩道、車道とも100mmとなっておりますが、貴所規格では歩道200mm、車道300mmと読み替えていいでしょうか。	管上から100mmとしておりますが読み替えてください。
53	入札時積算数量図面書	117	図面	参考図 12/12			構造物撤去工平面図(6)	上り線歩道部の一部は舗装撤去範囲ではありませんが、舗装工平面図および要求水準書の工事対象範囲は歩道全面のため、歩道部は全て舗装撤去、本復旧と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	見積参考資料		3			調整マネジメント業務(維持管理段階)	監理業務	「工事期間:44か月」と記載されておりますが、担当技術者の月数は38ヶ月と記載されております。44か月が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 見積参考資料を修正します。
55	見積参考資料					調査・設計業務	数量総括表 参考資料歩掛	設計業務の中で、数量総括の項目には、電線共同溝詳細設計と明記されておりますが、参考歩掛では、電線共同溝修正設計が提示されております。業務は、修正設計と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 見積参考資料を修正します。